

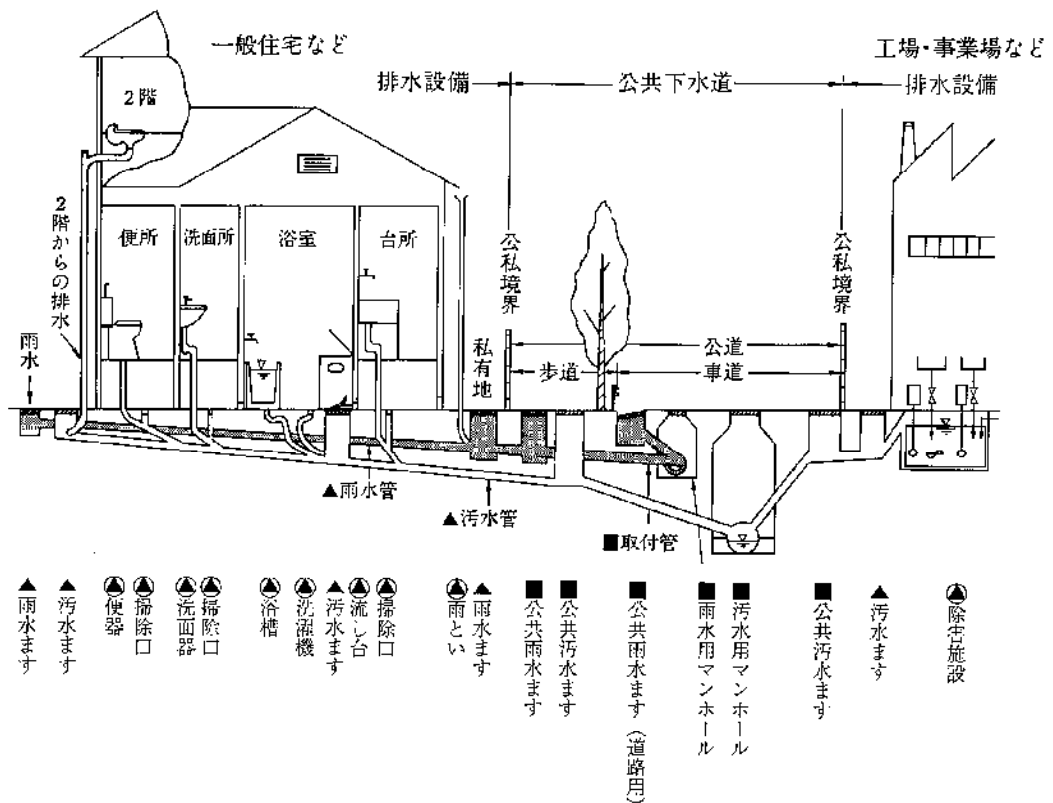
宅内排水設備工事注意事項



令和3年4月1日

草加市 上下水道部 下水道課

排水設備の例(分流式)



凡 例

- ⊙屋内排水設備
- ▲屋外排水設備
- 公共下水道

(公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説-2016年版-」より)

1 宅内排水設備等の工事にあたって

- (1) 宅内排水設備等の工事の契約については、指定工事店各自の自由競争により行って下さい。
- (2) 工事の契約の前に、公共下水道が供用開始されているか、また、取付管の有無等を確認して下さい。
公共下水道の管が布設されていても、その下流部が工事中或いは未施工で共用開始されていない場合や、水路等により取付管が設置されていない場合があります。
- (3) **既設管(最終ますを含む。)**の使用は、**原則として認めておりません。**
ただし、止むを得ない事情により既設管を使用する場合は、**事前に市に相談して下さい。**
なお、止むを得ない事情により既設管を使用する場合は、排水設備等計画確認申請書に、**在来排水施設認定申請書と誓約書を添付する必要があります。**
(2 (2)参照)
- (4) ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、公益社団法人日本下水道協会が定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)及びディスポーザ排水処理システムーディスポーザ部・排水処理部ー(JSWAS

- K-18)による規格適合評価又は製品認証を受けたものを採用してください。
- (5) 契約当初に計画した工事内容の変更(樹の種類や数量の変更、排水管の延長の増減等)や見積金額に変更がある場合は、事前に申請者(施主)に確認してください。

2 排水設備等計画確認申請

- (1) 排水設備等計画確認申請書を工事着工7日前までに提出し、草加市の確認を必ず受けて下さい。なお、計画確認申請書の記入漏れ・誤記入がないようにして下さい。

添付書類 案内図(A4版)
排水設備等工事調書
計画配管図(汚水管(赤色実線)と雨水管(緑色実線)を図示)
その他、必要書類

草加市は確認後、排水設備等計画確認通知書を発行します。

計画確認通知書を受領してから施工して下さい。

また、計画確認通知書は申請者(施主)に渡して下さい。

- (2) やむを得ず既設管を使用する場合は、管種、管径、勾配、樹の大きさ、深さ等が基準に適合していること、雨水系統が汚水系統に接続されていないこと等を十分に調査し、汚水管(赤色破線で図示)と雨水管(緑色破線で図示)の経路を明確にして、図面上に記して下さい。

なお、この場合、在来排水施設認定申請書と誓約書を計画確認申請書に添付します。宅内排水設備等の設置基準に適合する既設管に限り、在来排水施設認定の対象です。

- (3) 計画確認申請書を提出後、1年を経過(または予定工期経過後1箇月)しても工事完了とならないものについては、工事実施の有無を確認し、施工しない場合は、排水設備等計画確認申請取り下げ願いを提出してください。
- (4) 下水道使用料は、上水道の使用水量に応じて徴収しているため、次の場合により水道番号の追加又は変更等があった際は、計画確認申請書を提出してください。(事前に下水道課に相談をしてください。)
- ① 既存建築物の水道メーター増設
 - ② 工事用水用メーターから本メーターへの切替えに伴う水道番号の変更
 - ③ 給水方法の変更などに伴う水道番号の追加又は変更

3 宅内排水設備等工事の基準

- (1) 草加市の公共下水道は分流式です。汚水系統に雨水系統を接続しないで下さい。
- (2) 宅内排水管の内径及び勾配は、次の表のとおりとします。
なお、経路を分けて排水する場合は、それぞれの経路について次の表のとおりとします。

1 経路当たりの排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 mm)	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

- (3) 宅内排水管の内径及び宅内排水渠の断面積は、固着させる取付管の内径又は断面積を超えないようにしてください。
- (4) 次の箇所には、ます又はマンホールを設けてください。

ますの設置位置

① 排水管の終点 (本管接合の場合)	① 排水管の起点	② 排水管の会合点
② 排水管の屈曲点	③ 管種、管径が変わる点	④ 最大ます間距離

- (5) ます又はマンホールは、1辺 300ミリメートル以上の方形又は直径 150ミリメートル以上の円形で、接続する排水管の内径を超えるものとし、排水管の内径及び埋設深度に応じ、清掃に支障のない大きさにしてください。
最終ますの径について、入側の排水管の内径が100ミリメートル以下の場合には直径200ミリメートル以上とし、入側の排水管の内径が100ミリメートルを超える場合はその排水管の内径の2倍以上とし、清掃に支障のない大きさにしてください。
- (6) ますは、塩ビ楕、人孔、現場打ちコンクリート楕とします。
なお、組み立て型のコンクリート楕は、地下水が侵入するため、使用しないでください。
- (7) ますの蓋は、硬質塩化ビニル製、鋳鉄製のもので堅固なものを使用します。
臭気防止のため密閉することができる蓋とし、雨水の侵入を防止する構造としてください。
車両が載る可能性がある場合は、車両耐荷重用蓋や防護蓋を使用して下さい。
- (8) 計画排水量の多い建物(大規模な共同住宅など)の新設取付管については、人孔に取り付けることを基本として下さい。(必要に応じて、割込人孔を設置してください。)
- (9) 継手については、管種にあったものを使用して下さい。例えば、VU管にVP管用の継手を使用した場合は、検査が不合格となります。
- (10) 管口仕上げ不良、漏水、勾配がとれていない(管内に水溜まりがある。)、管内に泥や砂利が残されている、などは施工不良となり、検査不合格となります。
- (11) 宅内排水設備等の工事の際は、事前に、必ず、取付管の通水テストを行い、管のつまり又は土砂等の異物の侵入等を確認してください。管のつまり等があった場合は下水道課へ連絡をお願いします。

宅内排水設備等の工事を実施した後に、取付管の異常(管のつまり・土砂等の異物の侵入等)が見つかった場合には、宅内排水設備等の工事を実施した指定工事店の負担で清掃していただくことになります。

なお、草加市における下水道本管布設工事では、敷地内に取付管を引き込んでキャップ止めしており、最終ますは設置しておりません。

工事後も、通水テストを充分に行ってください。

- (12) 事業所、店舗等は、各種阻集器の設置が必要となる場合がありますので、充分に確認して下さい。

この場合、阻集器等の管理に係る誓約書が必要となります。誓約書には実際の使用者の記名・捺印が必要です。

阻集器等の維持管理が不十分なことにより、取付管・下水道本管の閉塞などが発生した場合は、その原因者に管渠の清掃費用や修繕費を負担して頂くことになります。申請者・使用者に対して、適切な維持管理を行うように十分に説明を行なってください。

なお、屋外に設置の場合は、阻集器等の蓋・開口部などから雨水が侵入しない構造のものを使用してください。

- (13) 草加市は分流式のため、次の設備は汚水系統に接続しないでください。やむを得ない場合は、事前に下水道課と協議してください。

- ・外水道(洗場)
- ・エコ給湯器等のドレン排水
- ・エアコン室外機・冷蔵庫のドレン排水
- ・給水加圧ポンプの排水
- ・受水槽及び消火栓用受水槽のオーバーフロー水及びドレン排水
- ・地下水
- ・プール施設のオーバーフロー水、シャワー、手洗い等
- ・その他、汚水として認められないもの(別途協議)

- (14) ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、公益社団法人日本下水道協会が定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)及びディスポーザ排水処理システムーディスポーザ部・排水処理部ー(JSWAS K-18)による規格適合評価又は製品認証を受けたものを採用してください。

その際は、必ず下水道課と事前に協議を行ってください。

- (15) 宅内排水設備等の施工中は、十分な安全対策を行うとともに、施工業者名等(指定工事店名)を看板に表示して下さい。
- (16) 工事に伴い発生した塩ビ管類のくず、コンクリート破片、舗装破片や残材等は、産業廃棄物として適正に処理して下さい。

4 工事内容の変更に関すること

- (1) 工事内容を変更する場合は、変更内容とその理由を申請者(施主)に説明し、了解をとって下さい。
- (2) 計画確認申請書及びその添付書類の記載事項に変更が生じる場合は、排水設備等変更届出書を速やかに提出して下さい。

5 排水設備等工事完了届出

- (1) 宅内排水設備等の工事が完了した日から5日以内に、排水設備等工事完了届出書を提出し、市の検査を受けなければなりません。

添付書類 案内図（A4版）
竣工図（出来形配管図）
公共下水道使用開始等届出書
共同住宅の場合は部屋番号表（水道番号一覧表）
その他、必要書類

遅延や完了日を偽っての届出はしないで下さい。

このような行為が明らかになり、下水道料金の未納が発生した場合は、実際の完了日以降の下水道使用料金を指定工事店に請求します。

- (2) 工事完了届出書には、必ず水道番号を記載して下さい。
上水道が未検査で水道番号が分からない場合は、上水道検査の終了後、下水道課へ報告して下さい。
- (3) 竣工図について、計画確認申請書に添付した計画配管図に変更箇所がある場合（柵の位置、深さ、数量、種類、排水管の数量等）は、竣工図に赤色で図示して下さい。
なお、出来形を十分に確認して、竣工図を作成して下さい。

6 工事完了検査

- (1) 指定工事店は、申請者に完了検査日を事前に連絡しておいて下さい。
なお、完了検査の当日において、**申請者が留守の場合は、敷地内に立ち入ることについて、事前に了解を得ておいて下さい。**
注)不在時に無断で敷地内に立ち入りすると、後日トラブルが起きる場合があります。
- (2) 完了検査に支障のないように、残材、残土、ゴミ等整理しておいて下さい。
- (3) **責任技術者は、必ず、事前に現場の確認をし、下検査をしておいて下さい。**
 - ・竣工図が出来形のとおりになっているか。
 - ・ますや污水管の中に、土砂やごみ等が残されていないか。
 - ・ますの上に、土盛りやものが置いてないか。
 - ・ますの蓋をあける道具・清掃用具等は用意してあるか。
- (4) **完了検査時は、必ず草加市排水設備工事責任技術者が立ち会って下さい。**
- (5) 現場が他の業者と重複する施工箇所は、申請者を含めて事前にスケジュール調整等、綿密な打ち合わせをしておいて下さい。
- (6) コンクリート及びアスファルト舗装の現場において、打設直後は検査できないので、検査日の設定の際は慎重に調整を行って下さい。

7 完了検査の不合格・手直しに関すること

- (1) **不合格の場合は、直ちに不合格箇所を是正し、再検査を受けて下さい。**
再検査の結果、指摘された不合格箇所が是正されていないことがあります。
それは、指定店・責任技術者の資質が問われます。
是正工事が出来ないなどの理由で再検査を受けなかったり、重ねて不合格となる場合には、指定店・責任技術者の法令上の責任を追及せざるを得なくなります。
- (2) 完了届・竣工図の修正・差替等の指摘につきましても、直ちに是正して下さい。

8 その他留意事項

- (1) 完了検査に合格して申請者(施主)に引き渡すまでは、指定工事店が責任をもって現場を管理して下さい。
- (2) 宅地内の排水設備等工事の完了検査後についても、申請者(施主)に対する責任があります。
- (3) 既設管を使用した場合、指定工事店と申請者の連名による在来排水管使用の誓約書が提出されているので、完了検査後においても、管理責任があります。
- (4) 共同住宅等の浄化槽の汚水処分については、確認申請時には計画・協議を済ませて下さい。
- (5) 責任技術者は工事の監督・管理にあたる時は、排水設備工事責任技術者登録証を常に携帯し、請求があったときは、速やかに提示できるようにしておいて下さい。
- (6) 土木建築工事に伴い、仮設トイレ等のため公共下水道を一時使用する場合は、必ず公共下水道一時使用申請書を提出して下さい。
- (7) **草加市下水道条例及び下水道条例施行規則に違反した場合は、指定工事店及び責任技術者に対して、指定又は登録の取消し並びに効力の停止措置又は罰則を適用することになります。**

◎申請書類等の電子データ

草加市のホームページ



暮らし・手続き



水道・下水道



下水道

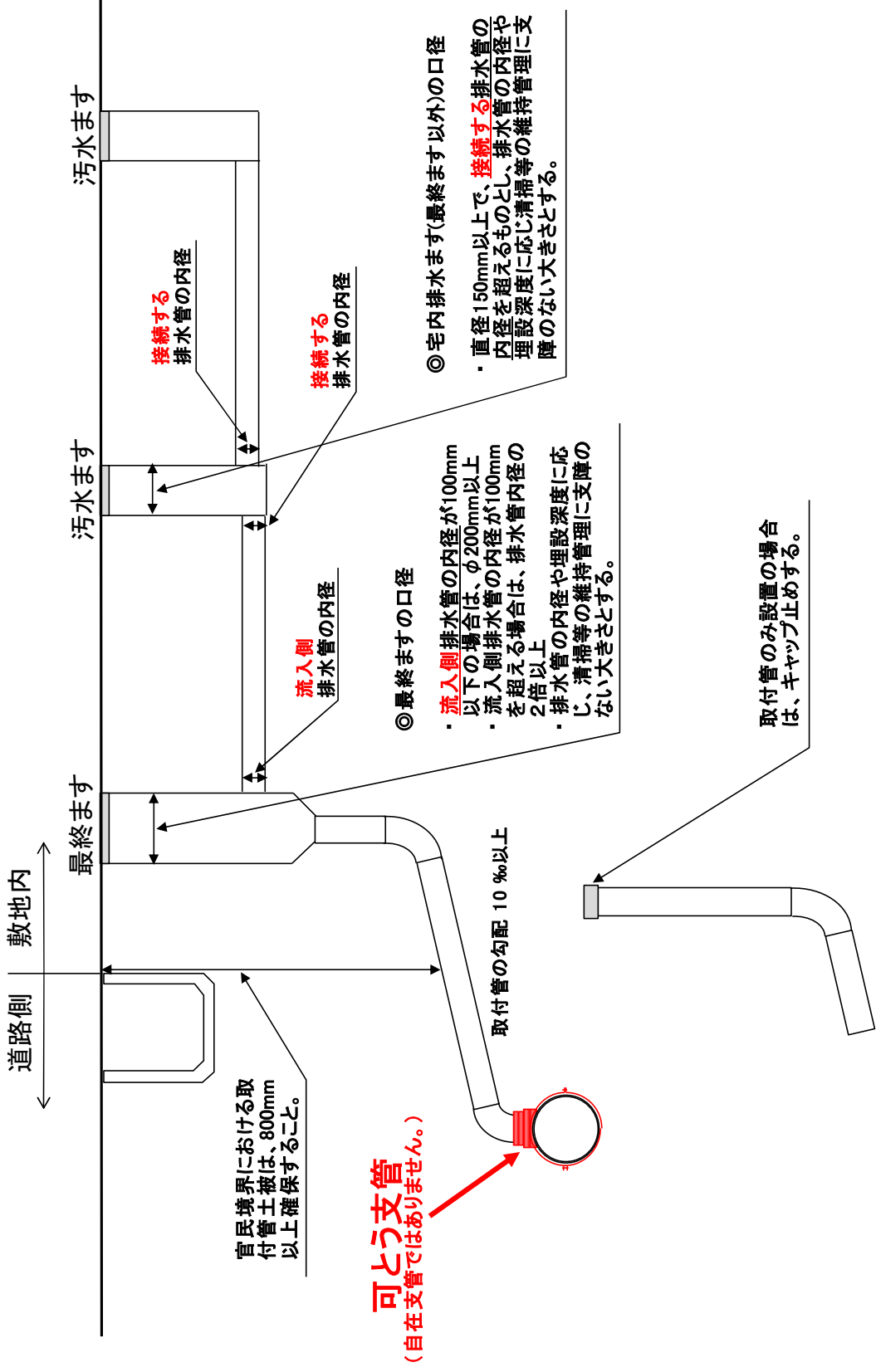


「早めに排水設備工事を」

「下水道に関する申請様式等」

取付管・宅内排水管の概略図

(令和2年7月以降 草加市への申請から)





草加市 上下水道部 下水道課

電話 048-922-2314

FAX 048-922-3244

<http://www.city.soka.saitama.jp>